

7月1日（水）

平成 27 年 7 月 1 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (39 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	中 野 一 則	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	横 田 照 夫	(同)
22 番	押 川 修 一 郎	(同)
23 番	宮 原 義 久	(同)
24 番	黒 木 正 一	(同)
25 番	松 村 悟 郎	(同)
26 番	後 藤 哲 朗	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	井 上 紀 代 子	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	山 下 博 三	(同)
34 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
35 番	外 山 衛	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	中 野 廣 明	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	桑 山 秀 彦
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	永 山 英 也
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	関 師 雄 一
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 夫
警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	日 隈 俊 郎
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第18号まで及び報告第1号の各号議案、並びに請願第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第5号、第16号、第18号及び報告第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により、請願第1号は、その取り扱いについて活発な委員間討議がなされ、賛成少数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本県の厳しい財政状況も踏まえながら、政策的事業や新規事業等を中心とした、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は561億2,400万円の増額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は6,978億5,200万円となりますが、口蹄

疫対策転貸債などに係る償還金1,200億円を除いた予算の規模は5,778億5,200万円であり、前年度の当初予算と比較して、45億4,000万円、0.8%の増となっております。

なお、財源調整のための基金からの繰り入れは、当初予算と合わせて236億円余であり、この結果、平成27年度末における基金残高は227億円程度となる見込みであります。

また、県債残高につきましては、口蹄疫対策転貸債など1,200億円を償還するため、27年度末で8,933億円程度、さらに、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は211億円減少し、5,148億円程度となる見込みであります。

この補正予算のあり方について、委員より、「今回の補正予算、いわゆる肉付け予算については、知事の政策提案を具現化するための政策的事業や新規事業等を中心として編成したとの説明であったが、中には骨格予算に計上すべきと思われるものが散見された。肉付け予算は真に政策的判断が必要なものに限るべきであり、予算編成のあり方について一考を要する」との指摘があり、当局より、「今回の措置としては、編成時期等の関係から、骨格予算と、新知事の政策を反映させるための肉付け予算に分けて編成したところであるが、御指摘の趣旨も踏まえ、次回に向けて十分検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、公共事業を初めとする事業の早期執行は、地域経済への波及効果が大きいことから、次回においては可能な限り本格予算として編成されるよう、強く要望いたします。

次に、総合政策部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億8,400万円余、

特別会計で3,200万円余の増額補正であり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は131億1,100万円余となります。

次に、総務部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億5,900万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は4,687億8,600万円余となります。

次に、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画についてであります。

これは、南海トラフ巨大地震の発生後、国等の防災関係機関が、被害の全容把握を待つことなく直ちに災害応急対策活動を開始することや、被害が甚大と見込まれる地域に対して、人的・物的資源を重点的かつ迅速に投入することを目的としており、これを踏まえ、本年度末を目途に県段階での計画を策定することとしております。

このことに関連し委員より、「県内においては、内陸部の自治体が沿岸部を支援することが想定されるが、国が示す消防職員数の基準を大幅に下回る自治体については、その対応が可能か非常に危惧している」との意見がありました。

被災時においては、県内の消防力を最大限動員する必要があることから、当局におかれては、県内自治体の消防力向上に向け、より一層取り組まれるよう要望いたします。

次に、「宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書」についてであります。

平成22年4月に本県で発生した口蹄疫が、広域かつ長期に及んだことや、農畜産業の回復のおくれにより、商工・観光分野を初めとする他産業にも大きな影響を及ぼし、県内経済の停滞

を招いているところであります。口蹄疫からの早期かつ着実な再生と新たな成長を確固たるものとするためには、さまざまな分野へのきめ細やかな対応に、平成28年度以降も継続して取り組む必要があり、そのためには宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長等が不可欠であります。このようなことから、同ファンドの財源となる転貸債発行に当たっての必要な措置等を講ずることについて、国に対し強く求めるものであります。

次に、「「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書」についてであります。

急速に進行する人口減少、高齢化が大きな課題となっている中、国において「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方創生の実現に向けた取り組みが進められているところであります。真の地方創生を実現するためには、地域の実情に応じた継続的な取り組みと、それを支える安定した財源が必要不可欠なことから、平成28年度からの本格実施に向け検討がなされている新型交付金に関し、制度の早急な提示や地方の意見の反映、また、地方創生先行型の交付金を大幅に上回る規模の確保等について、国に対し強く要望するものであります。

これら2件の意見書の提出につきましては、いずれも全会一致で決定いたしましたので、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

次に、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」についてであります。

本請願の趣旨は、現在、国会で審議中の安全保障関連法案について、今国会で性急に成立させることなく、慎重に審議することを求める意見書を国に提出してほしいとのことであります。

このことについて委員より、「請願提出の後に、通常国会としては戦後最長となる95日の会期延長が決められており、慎重審議の時間は確保されている。慎重に審議することは重要と考えるが、今国会での是非については、今後の審議の行方を見定めなければならず、現段階で請願のとおり意見書を提出することには賛同しかねる」との意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択となったところでございます。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で50億8,700万円余の増額補正であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,038億7,600万円余となります。

このうち、里親制度普及促進事業についてであります。

このことについて委員より、里親委託の目標値等について質疑があり、当局より、「国においては、平成41年度までの15年間で約30%に引き上げることを目標としており、本県においてもそれに沿って取り組むこととしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「単に国が示した目標値を目指すという姿勢ではなく、里親制度をより推進していくためには、宮崎モデルと呼ばれるような新たな取り組みを期待したい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、社会的養護を必要とする児童をより家庭的な環境で養育できるよう、地域の実態に応じた本県独自の取り組みについて検討いただくよう要望いたします。

次に、地域医療構想の策定についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢化の進展により増大する医療サービスの需要を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するため、新たに策定するものであります。

このことについて委員より、「政府から発表された2025年における本県の必要病床数の推計値を踏まえて、当該構想を策定していくのか」との質疑があり、当局より、「この数値はあくまで一定の条件に基づく推計値であり、構想策定に当たっては、本県の実情等を踏まえてまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県障がい者工賃向上計画の改定についてであります。

これは、就労継続支援B型事業所を利用する

障がい者の工賃向上を図るため策定していた、現計画の計画期間が満了することから、今回見直しを行うものであります。

このことについて委員より、「当該計画の趣旨を踏まえ、官公需の発注拡大に積極的に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

また、別の委員より、社会福祉施設に対する指導監査の実施頻度について質疑があり、当局より、「おおむね2～3年に1回実施している」との答弁がありました。

さらに、このことに関連して複数の委員より、「利用者に対する虐待、介護報酬の不正受給等といった事案が少なからず見られる。施設数も増加していることから、今後もさらに、同様の事案の発生や、利用者及び職員の処遇も含めた問題が生じないかを懸念している」との意見がありました。

当委員会としましては、社会福祉施設が適正な運営と透明性を確保できるよう、県として十分、目を行き届かせていただくことを要望いたします。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、県立宮崎病院改築に係る基本設計業務委託費の債務負担行為を設定するとともに、昭和45年度から平成2年度にかけて、当時の資金不足を補うために借り入れた一般会計からの借入金の残額を全額償還するため、1億9,500万円余を増額補正するものであり、補正後の一般会計借入金償還金の予算は6億9,500万円余となります。

このことについて委員より、「今回、借入金残額を一括して償還することによって、病院経営に支障が生じないか」との質疑があり、当局より、「借入金の償還財源となる損益勘定留保

資金については、平成26年度末で約45億円を見込んでおり、今回の増額補正を行っても経営に支障はないと考えている」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で117億6,000万円余、特別会計で2,500万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は641億6,500万円余となります。

このうち、新規事業「クルーズ・LCC元年推進事業」についてであります。

この事業は、クルーズ船誘致のトップセールスやクルーズコンベンションへの出展等を行うとともに、LCCを活用して訪日外国人や関西からの誘客促進を図るものであります。

当委員会といたしましては、今後のクルーズ船の寄港によりもたらされる経済効果は非常に大きいと考えられるため、当事業により積極的な誘致活動を行うとともに、宮崎県南部広域観光協議会の活動等を通じ、寄港地周辺だけでなく、内陸部を含めた県内各地へ経済効果が波及するよう取り組むことを要望いたします。

次に、「みやざき産業振興戦略」の策定についてであります。

このことについて委員より、「平均賃金が全国平均の約8割という現状にある当県が、全国に追いつくためには、付加価値額を上げることが最重要課題であるが、そのためには何が必要と考えているか」との質疑があり、当局より、「製造業であれば、高付加価値製品をつくり県外へ売っていくことや、県内企業同士の取引を活発化させ、県内に経済循環を起こすことが必要と考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、商店街活性化の考え方についての質疑があり、当局より、「これから高齢化が進んでいく中で、さまざまな機能が集積している商店街の役割は重要であるため、具体的な事例等も参考にしながら、しっかりした方向性を示してまいりたい」との答弁がありました。

本県産業の振興は、平均賃金の上昇につながるとともに、良質な雇用の確保によるU I Jターンの促進など、地方創生の実現に向けても効果があることから、当局におかれましては、今後、市町村、企業、商工会議所・商工会など関係機関の幅広い意見を集約し、実効性のある戦略を策定していただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で156億2,400万円余

の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は707億9,600万円余となります。

このうち、「地域経済活性化・防災対策特別枠」についてであります。

このことについて委員より、「この特別枠の趣旨を鑑みると、できるだけ早期に事業を発注する必要があると考えるが、どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「これまでも速やかな事業の発注に全庁的に取り組んでおり、今回の補正分も含め、今後も早期発注に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、公共投資を積極的に行うことは、地域経済に与える効果が大きいことから、公共三部で連携し、今後も速やかな事業の発注に努め、切れ目のない経済対策につながるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、改善事業「木造住宅耐震化リフォーム推進事業」についてであります。

この事業では、これまで、木造住宅の耐震診断と耐震改修に対する補助や県民に対する普及啓発を行い、耐震化の促進と減災を図ってきましたが、今年度から新たに、耐震改修設計を補助対象に追加し、診断・設計・改修の全てを補助対象としたところであります。

このことについて委員より、「耐震リフォームの推進により、県民の命が守られることに加え、経済波及効果も期待されることから、より多くの県民に活用してもらえるよう、積極的な事業の周知に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてであります。

このことについて委員より、「中山間地域に

において整備が必要な箇所がまだまだ多く見られるが、今後どのように対策を進めていくのか」との質疑があり、当局より、「対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所である約2,680カ所について、整備率がまだまだ低い状況にあり、今後も必要な箇所の整備を進めてまいりますとともに、ハード事業は相当な時間を要することから、ソフト事業として、基礎調査の結果を周知し、土砂災害警戒区域等の指定を推進するなど、重点的に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の生命・財産を守るため、引き続き、防災対策に必要な予算を確保するとともに、急激な気象状況の変化等も勘案し、ソフト、ハードの両面から総合的な対策を推進していただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で70億1,900万円余の増額補正であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は230億2,600万円余となります。

このうち、林業公社費貸付金についてであります。

このことについて委員より、「公社の資金不足額に対して、県や市町村が貸付金による支援を行っており、本年度の県の貸付額は10億1,000万円余となっている。公社が、山村地域への経済貢献など、県内唯一の森林整備法人として役割を果たしていることは理解できるが、このような支援に対してどのような経営努力をしているのか」との質疑があり、当局より、「平成23年度に改定した第3期経営計画に基づき経営改善に取り組んでおり、効率的な間伐や間伐材の製材工場への直接販売など、収入確保に努めているところである。この結果、計画を上回り、平成25年度は4,100万円、平成26年度は1,800万円の黒字となった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県の負担が最小限となるように、今後も公社とともに経営改善に取り組むとともに、負担に対する県民の理解が得られるように、計画に基づいた取り組み状況について、丁寧な周知に努めていただくことを要望いたします。

次に、浄化槽整備事業補助金についてであります。

これは、生活排水処理率を向上させて河川浄化を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等に要する経費の補助を行うものであります。

このことについて委員より、「本県は単独処

理浄化槽が平成26年度末で約6万9,000基残っており、また、生活排水処理率は全国平均を9ポイント下回る74.7%であるが、今後どう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「ことし3月に改定した第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画において、処理率を平成32年度までに83%に引き上げることを目標として定めており、市町村や関係団体と連携して、その達成に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、より一層、関係機関に働きかけるなど、スピード感を持って処理率を高め、県民の生活環境の向上を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計98億6,300万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は419億3,700万円余となります。

このうち、農地中間管理機構支援事業についてであります。

これは、農地中間管理機構などを通じて、意欲ある担い手へ農地を集積化することによって、生産効率を高めるとともに、耕作放棄地の発生防止、解消を図るものです。

このことについて委員より、「農地集積が進んでいないが、その理由の一つとして、制度内容の周知不足が挙げられる。他県の取り組みなどを参考にしながら周知を図るとともに、市町村や関係団体等と連携し、農地所有者や担い手が安心して取り組めるよう努めていただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して委員より、「現在、国において耕作放棄地の課税強化が検討さ

れているが、農業生産に不利な地形が多く、耕作しないのではなく、耕作したくてもできないという地域の実情をしっかりと国に伝えていただきたい」との要望がありました。

次に、畜産振興対策についてであります。

このことについて委員より、「本県の優良な子牛については、値段が高騰して県内農家が購入しづらい状況にあり、県外流出の拡大を危惧する声が聞かれるが、どのような対策をとっているのか」との質疑があり、当局より、「全共2連覇により宮崎牛の評価が高まり、県外の購入希望者もふえてきている。優良な雌子牛を県内地域に保留することは、本県肉用牛の生産基盤を維持強化するために重要であり、いわゆる保留牛の経費について、1頭当たり10万円を助成している」との答弁がありました。

このことについて委員より、「畜産農家が将来にわたって安心して経営でき、良質な宮崎牛の生産拡大が図られるよう、十分な対策を講じていただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画策定についてであります。

これは、「みやざき農業の成長産業化への挑戦」という現在の計画の目標を継承しながら、「販売力の強化」「生産力の向上」「人財の育成」の3つの視点から、新たに後期計画として6本の重点プロジェクトを立ち上げるものです。

当委員会といたしましては、現状を分析しながら具体的な数値目標を掲げるとともに、TPP協定の交渉妥結も想定した、大きな変革の時代に対応した計画となるよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査

といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億9,300万円余の増額補正となっており、この結果、補正後の予算額は269億2,900万円余となります。

このうち、交通安全施設整備事業費についてであります。

このことについて委員より、「信号機新設について、県民の要望全てに答えることは不可能であるが、警察としてはどのような考えのもとに取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「新設の要望があった場合は、現地に赴き、事故の発生状況や交通量、住民の意見等を勘案し、緊急性の高い箇所から優先順位をつけて設置している。新設を行わなかった場合も、一時停止の標識等の設置、また、道路管理者等と協議してカラー舗装等を施すなど、交通安全対策に取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、交通安全対策は

県民の命を守るために重要なテーマでありますことから、財政状況が厳しい中ではありますが、可能な限り信号機の設置を行うなど、積極的に事業に取り組んでいただくことを要望します。

次に、電力システム改革の動向についてであります。

このことについて委員より、「企業局などの卸供給事業者等が、電力会社に電気を供給する際の料金規制等が撤廃された場合、どのような対応をしていくのか」との質疑があり、当局より、「総括原価方式は廃止されるが、九州電力と平成37年度までの売電について基本契約を締結しているため、総括原価方式にかわる新しい算定方法を同社と協議し、現在の水準を上回る価格で売電できるよう交渉していきたい。一方で、入札による売電の可能性についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、電力システム改革や電力市場の動向等について情報収集を行い、県民の利益につながるよう適切な対応に努めていただくことを要望します。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億7,500万円余の増額補正となっており、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は1,085億4,500万円余となります。

このうち、新規事業「県立美術館開館20周年記念事業」についてであります。

この事業は、県立美術館が開館20周年を迎えるに当たり、記念特別展にあわせて記念事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「開館20周年などの節目に魅力的な美術品を購入・展示するこ

とは、開館記念を印象づけ、来館者数の増加にもつながると考えるが、美術品等取得基金を利用することはできないのか」との質疑があり、当局より、「当基金は取り崩し型の基金になっておらず、購入した額を翌年度以降に一般会計で補填しなければならないため、基金の利用については慎重に検討する必要がある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、美術品等取得基金の設置目的が「美術品及び美術に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため」とされているにもかかわらず、平成15年度以降利用されていないことから、目的に即した利用ができる基金となるよう検討いただくことを強く要望いたします。

次に、新規事業「世界遺産調査研究事業」についてであります。

この事業は、調査研究を充実させ、国内外に情報を発信し評価を高めることで、西都原古墳群などの保護・継承に対する理解を得るとともに、世界遺産登録に向けた機運の醸成を図るものであります。

このことについて委員より、「世界遺産登録を目指すには、全庁的な取り組みが必要だと思われるが、どのような体制で事業を実施するのか」との質疑があり、当局より、「世界遺産登録については、調査だけでなく情報発信も重要になるため、県外へのアピール等については部局横断的に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東九州自動車道が整備され、本県への観光客増加が期待される中、西都原古墳群が世界遺産に登録されることにより、観光客を県央まで呼び込むことが、観光振興等を図るために非常に効果的であります

ので、世界遺産登録に向けた取り組みを部局横断的に推進していただくよう要望いたします。

次に、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定計画素案についてであります。

このことについて委員より、「「主な成果目標及び指標」についてわかりにくい箇所があるため、誰もが理解できるような表現にすべきである」との意見があり、当局より、「県民一丸となった計画の推進を図りたいと考えているため、表現の仕方について工夫を凝らすなど、再度見直しを行いたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場で、討論を行います。

昨年6月議会では、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認の閣議決定に反対を求める決議と意見書を求める請願が不採択となりまし

た。私は、不採択に反対する討論を行い、沖縄戦慰霊の日に、石垣市の小学校3年生が追悼式で、遠い空の下の戦火に思いをはせた詩「空はつながっている」を朗読したこと、また、天皇陛下が憲法改正の動きを危惧されていることや、海外で活動する人道支援のボランティアでは、「中立性と公正性の維持こそがNGOの安全を支えており、軍隊とかかわりのある組織と混同されれば、攻撃の対象になりかねない。自衛以外は一切武力攻撃をしないという平和主義的な政策が日本全体を守ってくれた。さらに、非核三原則や武器輸出三原則、政府の途上国援助による貧困削減や人道重視などの方針も、大きな意味で安全保障であり、戦後日本の貴重な財産だった」と、日本ボランティアセンターの叫びなどを紹介し、痛ましい悲惨な沖縄戦などの経験や、唯一の被爆国として日本が果たすべき役割は、憲法9条を世界へどう広げて生かしていくかを壇上で訴えました。そして今、国会で議論されている安全保障関連法案であります。

まずは、そもそも論です。法案は形式的に2本ですが、そのうち1本は、自衛隊法に始まり、国際平和協力法、いわゆるPKO、周辺事態安全確保法など10本の法律をパッケージにまとめてあります。これでは国民に対して丁寧な説明になり得ないと言わざるを得ません。法案を1本ずつ丁寧に提案し説明していくことが、誠意ある丁寧な説明につながると思います。最近の世論調査によると、8割を超える国民の方が「説明不十分」と答えています。また、3カ月の国会延長が強行採決はしないと担保されたものでもありません。過去のPKO法案やイラク特措法などの審議では、特別委員会を設置して2～3国会をかけて審議された経緯がありま

す。延長せずに、一度国会を閉じるべきであったと申し上げるものであります。

また、集団的自衛権行使容認の要件、存立危機事態については、事例を挙げて説明がなされてきました。何回聞いても理解に苦しみます。日本への武力攻撃と認定できるものであれば、個別的自衛権で対処できるのではないかと考えます。本当に日本の安全を強化するために法案を通したいのなら、「集団的自衛権」という言葉にこだわらず、個別的自衛権でできることを丁寧に検証されればいいのではないのでしょうか。昨年7月1日の解釈改憲による集団的自衛権の行使容認を閣議決定された時点に立ち戻り、議論をやり直すべきと考えます。

さらに、もう一つ大事な議論がなされていません。個別的自衛権・専守防衛の立場に徹してきたはずの自衛隊は、集団的自衛権の行使容認によって、間違いなく軍事費を増大させる基本条件をつくったこととなります。しかし、集団的自衛権行使容認で生じる新たな財政負担については、余り論じられていないと思います。安倍総理は、防衛費に関する発言が米国向けと日本国内向けで食い違っています。米国では、「成長によって社会保障を強化しながら、防衛費をしっかりとふやしていく」と表明されています。一方、安全保障関連法案閣議決定後の記者会見では、「この法制で防衛費がふえていくとか減っていくとかということではない」と述べられています。これはもうまさに詭弁です。仮に日本が、集団的自衛権の行使容認に伴って普通の国になろうとすれば、新たに莫大な費用が必要となります。2003年に始まった自衛隊のイラク派遣では、2008年度までの6年間に2,262億円が支出されたと言われます。このときは、自衛隊のごく一部を派遣した、あくまで後方支援

の金額です。単純比較はできませんが、アメリカの同盟国としてアフガン戦争に参入したイギリスは6兆5,000億円をつぎ込んでいます。自衛隊が海外に展開するとなれば、新たに発生する装備の導入・運用や人員増のコストははかり知れません。ある軍事評論家は、22兆円を超えると試算しています。少子高齢化と人口減少で経済成長が期待できない我が国の現状です。集団的自衛権の行使容認によって生まれるコスト増を、国の借金が1,000兆円を超えている深刻な財政危機にある日本が負担できるのでしょうか。そうしたシミュレーションや数値も説明されていません。

自衛官の生命リスクは上がるのに、その説明は避け、安全の空手形を振りまいています。議論が深まれば深まるほど矛盾が露出しています。従来の個別的自衛権で十分対応できるのに、憲法解釈を変えてまで集団的自衛権を適用させる安倍総理の執念がかいま見えます。

憲法学者の意見は共通しています。集団的自衛権は憲法に違反しており、それを認めると、法治国家の根幹、立憲主義を損ない、法的安定性を揺るがすというものです。法案を合憲と答える学者はわずか3人です。山崎拓自民党元副総裁ら長老4人衆による安保法制批判記者会見もありました。ようやく安保法制の議論が一般に広がり出しました。ところが、過日、自民党国会議員の勉強会で出席者が報道機関に圧力をかけるような発言があり、問題になっています。戦時中に我が国が経験したおぞましい言論弾圧を思い出します。安保法制を何としてでも今国会で成立させたいがための3カ月に及ぶ国会延長は、政治の潮目が変わるステージへとなるのではないかと確信するものです。国民の8割以上が説明不足と考えている現状、憲法違反

が濃厚な法案を強行採決することがあってはなりません。

以上申し上げてきましたとおり、安全保障関連法案に潜むさまざまな、かつ重たい問題があります。国民の前に丁寧に説明をし、明らかにすべきものが数多く残されているのです。慎重審議の願意はまさにここに 있습니다。

結びに、103歳になられた現役医師の日野原重明さんの著書を紹介して、討論を終わりたいと思います。

昨年5月に、「十代のきみたちへ一せひ読んでほしい憲法の本」を出版されました。この本に次の一節があります。「いのちを守る憲法を持っている日本人たちは、もっともっといのちを大切にしなければなりません。いのちの大切さを忘れ、お金もうけばかりに気を取られていると、そのうち憲法を変えようとする人たちに、いのちを守らない憲法をつくられてしまうかもしれません」。日野原さんはこれまで200冊以上の本を書かれてきましたが、憲法をテーマにされたのは初めてだそうです。政府が集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、「戦争」の言葉が盛んに飛び交う現状を憂い、「「いのち」を守るはずの憲法の解釈を変え、大人は日本を戦争をする国に変えてしまった。それに「ノー」と言える子供たちを育てることに力を入れたい」との思いが込められている本であります。日野原医師は、京都帝国大学医学部1年のときに結核で1年間の闘病生活を強いられ、それがあって徴兵されませんでした。徴兵されなかったことに、「戦争で無駄死にしないで済んだ」と答えられ、「人間は過ちを犯します。それが人間なのですが、過ちを許す心が大切です。戦争は許す心とは逆の事態。今は許す心が失われているように思えて仕方ありませんね」

と嘆かれています。

いま一度申し上げます。平和憲法を持つ日本の進むべき道は、憲法9条を生かし、世界人類平和のために諸外国の先頭に立つことです。よって、「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に心から反対を表明し、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に賛成の立場から、討論をいたします。

本請願の趣旨は、現在国会で審議中の安全保障関連法案については、今国会で性急に成立させることなく、慎重に審議することを求める意見書を国に対して提出することです。本請願は、6月19日に県議会に提出されたわけですが、その後、6月22日に、衆議院は本会議において、今国会の会期を6月24日から9月27日まで95日間延長することを賛成多数で議決したところであります。これはまさに、政府・与党が、慎重な審議を求める声に十分応えられるよう、戦後最長となる会期延長を決断したものであり、慎重審議の機会は確保されたものと考えます。

国民生活に大きくかかわる安全保障関連法案を慎重に審議していくことは大変重要であり、論をまたないところであります。慎重審議の重要性という点においては、私たちとしても一致しているところでございます。しかしながら、本請願の趣旨は、この安全保障関連法案を今国会で成立させることのないよう求めるものであります。本法案の今国会での成立の是非については、今後の国会審議の行方を見定めなければならず、現段階において成立しないよう求める

ことは、今後の国会審議をないがしろにするものであります。

また、本請願では、安全保障関連法案を「戦争関連法案」と称し、本来、国家の安全を保障し、国民を守ることを目的とする本法案への認識に大きな誤りがあると考えられます。

以上の理由により、請願のと通りの意見書を提出することに賛同はできないと考えます。議員各位におかれましては、以上申し上げてまいりました趣旨を御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」についての討論を行います。同請願の委員会での審査結果は不採択でありました。私は採択を求めるものです。

今国会で、安全保障関連法案、いわゆる戦争法案の審議が行われていますが、中身は、昨年7月1日、安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権の行使容認の具体化を図るための法整備です。我が党の追求や審議が進む中で、日本が再び戦争する国になる、その危険性が明らかになる中、どの世論調査でも示されているように、国民の戦争法案反対の声は日増しに大きくなっています。連日、数千、数万規模で、女性や若者、高齢者も労働者も国会へ詰めかけ、「戦争法案反対の国民の声を聞け」と、国会を包囲する状況が続いています。こうした中、政府は、6月24日閉会の国会会期を9月27日まで95日間延長するという戦後最長の延長を強行し、何があっても戦争法案の成立を図ろうとしています。

政府は平和安全法制を標榜していますが、そ

の内容は、日本の国の平和とも、国民の安全とも全く無縁のものです。米国が世界で行う戦争に際して、いつでも、どこでも、どんな戦争でも自衛隊が参戦・支援するための戦争法案がその正体です。しかも、自衛隊法、PKO協力法、周辺事態法、事態対処法など全体で11本にも及ぶ法案を一括して、一気に成立させようとするやり方は言語道断です。

また、安倍政権は、戦争法案の閣議決定に先立って、4月27日、アメリカと「新ガイドライン（日米軍事協力の指針）」を交わして、戦争法案の内容を実行することをアメリカに全面的に誓約し、さらに、安倍首相は4月29日、米議会での演説で、戦争法案をこの夏までに成就させると期限を区切って、力づくで強行することを誓約しました。「海外で戦争する国」への大転換を、国会での一切の議論もないまま、まずアメリカに誓約するのは、日本の独立と主権をないがしろにするものであり、およそ議会制民主主義とは相入れないものです。

6月4日、衆議院憲法審査会に招かれた3人の憲法学者全員が、戦争法案について、「憲法9条違反」と断じました。自民、公明、次世代の3党に推薦された長谷部恭男・早稲田大学教授は、「集団的自衛権の行使が許されるという点については、憲法違反と考える。従来政府の見解の基本的な議論の枠内では説明がつかないし、法的な安定性を大きく揺るがす」と述べ、また、「他国への攻撃に対して武力を行使するというのは、自衛というよりはむしろ他衛で、そこまでのことを憲法が認めているのか」と指摘をしています。

戦争法案の問題は幾つもありますが、とりわけ我が党が国会で追求をした大問題の1つに、戦闘地域での軍事支援の拡大は、殺し、殺され

る危険が決定的に高まること。2つに、PKO法改定は、戦乱が続いている地域の治安維持活動まで及ぶ危険性が生じること。3つに、アメリカに従う集団的自衛権の行使で、アメリカとともに侵略国になる危険性が生じること、こうした問題点が浮き彫りになりました。

集団的自衛権の行使容認は、これまで憲法9条で守ってきた海外での武力行使の歯どめを外し、日本が「戦争しない国」から「戦争する国」になるということにほかなりません。何より、この戦争法案は、武力の行使を禁止し、戦力の保持を禁止した憲法9条に明確に反する憲法違反そのものであり、無効です。国のあり方を180度変えてしまう大転換を、立憲主義にも平和主義にも反し、時の一内閣が憲法解釈で行うことに何の道理もありません。

「戦争だけは絶対にだめです」と、戦争を体験してこられた高齢者の方々はこぞって、「再び若者に銃を持たせてはならない」と訴えられます。若い世代も、「人ごとではない。戦争で未来を潰されたくない」と声を上げています。全ての国民が当事者だと、戦争法案に反対の声が上がっている中で、この声を聞くのが民主政治ではないのでしょうか。国民の中で8割を超える人が、「この国会で通すのはとんでもない」と声を上げています。同請願による、「今国会で性急に結論を出すことなく、慎重審議を」との思いは、民主政治を求める県民の真つ当な要求であり、県議会は真摯に受けとめるべきです。

県民の負託を受け、曲がりなりにも見識と良識の府である県議会に身を置く責任ある者としての判断で、将来に禍根を残さないためにも、同請願を不採択とすることなく採択することを強く求めて、討論を終わります。（拍手）〔降

壇]

○星原 透議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕(拍手) 公明党県議団を代表して、今回の請願第1号不採択について、賛成の立場から討論いたします。

本請願は、表題に「慎重審議を求める」とありますが、要は戦争関連法案なるものを廃案にするための審議を進めろということだと読み取りました。これでは、残念ながら、「はい、わかりました」とはなりません。

公明党は、はなから戦争法案などつくった覚えはありません。今回の平和安全法制の関連法案は、紛争を未然に防ぐ、抑制力を高めるための法整備だと考えているからです。慎重審議は大事であります。だから、国会を大幅延長して審議することになったわけです。徹底審議で議論を深め、国民の理解を得て結論を出していただきたいと願っています。

そこでまず、安全保障、今の平和安全法制に関して、公明党の基本的な考え方を述べたいと思います。

公明党はこれまで、憲法が掲げる平和主義、国際協調主義の精神に基づいて、外交努力による紛争の未然防止と平和的解決、また、国際社会の平和と安定への積極的な貢献に取り組んでまいりました。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していかうというのが、公明党の掲げる「行動する平和主義」という考え方です。

何点か具体的な要素を申し上げます。まず1つは、我が国の外交、安全保障の基軸である日米同盟を重視するという点であります。2点目は、中国、韓国を初めとする近隣諸国との関係強化に積極的な役割を果たすということです。特に中国との関係について申し上げます。

公明党は、長年にわたり築いてきた強固な信頼関係を基礎に、議員間交流など公明党独自の対話外交を現在も継続しています。3点目は、唯一の被爆国として、核廃絶、不拡散への取り組みを主導するということです。4点目は、貧困、飢餓、感染症などから生命・生存を守る「人間の安全保障」分野における貢献を果たすということです。大きくこれら4つの視点から、平和国家にふさわしい役割を追求してまいりました。

今回の平和安全法制の議論に当たり、我々公明党は、従来の政府の憲法解釈との論理的整合性、法的安定性を維持すべきということ強く主張してまいりました。憲法解釈の基本は昭和47年の見解で、一番のホシは、自国防衛としての武力行使しか認めていないことでもあります。それに基づいて、公明党は新3要件を提案し、昨年7月の閣議決定に至ったわけです。新3要件は、周知のごとく、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合で、しかも、これを排除して我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに限り、必要最小限の実力行使を認めるということで、あくまでも自国防衛なのであります。いわゆる他国防衛を目的とする集団的自衛権は認めていないのであります。

日本を取り巻く安保環境が大きく変わっていることは、皆様ほぼ共通した認識を持っていらっしゃると思います。こうした環境変化に対応するためにはどうしたらいいか。一つは、日米防衛協力の信頼性・実効性を高めることで抑止力を強化し、紛争を未然に防ぐこと。もう一つは、国際社会の平和と安定に一層貢献すること、この2点が重要であると考えます。これま

での日本は、国際平和協力の場面では20年余りにわたって自衛隊がその役割を担ってきました。その経験と実績を踏まえ、国際協力のための法制を改めて整備する狙いがあります。これらの点で、体系的に幅広くすき間のない法体系をつくったのです。

政治評論家の森田実さんは、「国際平和支援活動に基づく自衛隊の海外派遣については、公明党の努力により「例外なき国会の事前承認」を義務付けた。公明党は健全なブレーキ役を果たした。平和安全法制は憲法の枠内の法整備であり、自衛隊員の安全確保にも十分配慮されている。公明党的な冷静で厳正な解釈が正しい。感情論的な拡大解釈は百害あって一利なしだ。自衛隊が外交努力もなしに中東地域に出動して軍事行動をすることなどできることではない。私は公明党の平和主義を信ずる」とおっしゃっていただきました。

学者、専門家の意見は真摯に受けとめるべきですが、憲法との適合性を慎重に検討する、その中で国の存立や国民の命を守るための法整備をするのは、政府や国会の責任です。内閣法制局は、慎重に法案の憲法との整合性を検討するという意味で「憲法の番人」の役割を果たしてきました。法制局として「平和安全法制は憲法適合」と明確に言っています。

慎重審議については、我が党の井上幹事長も、「参院送付から60日たっても議決されない場合でも、衆院で再可決できる60日ルールは全く考えていない」としています。また、「丁寧な審議を通じて法案を国民に理解していただき、結論を出したい」とし、「維新の党から対案が出てきたら、幅広い合意形成をするのは国会の役割でもある。しっかり取り組んでいきたい」と述べています。他党もぜひ対案を出して

いただきたい。民主党は、平成26年の衆議院選のとき、安全保障について領域警備法案を1度出されました。ぜひ、安全保障の全体像を見据えた対案をもって議論することを望みます。

以上申し述べ、今回の安全保障関連法案を戦争関連法案と断定しているこの請願については認めることができず、よって不採択に賛成の討論とさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○星原 透議長 傍聴席の皆さんは、発言は厳に慎んでいただきたいと思います。

次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の2番手、田口雄二です。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択について、反対討論を行います。

安倍総理は、自民党の歴代総理がこれまで一貫して、「現憲法では集団的自衛権は行使できない」と明言してきたにもかかわらず、昨年、この憲法の解釈を独断で変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をしました。

安倍総理は当初、憲法改正の必要性を訴えていたにもかかわらず、国民の反対も大きく、改正は大きなハードルと察し、憲法の文言を一字一句変えることなく、これまでと180度違う解釈を無理やりこじつけました。まさに、憲法をないがしろにする暴挙です。立憲主義の国家として、法治国家としても許されるものではありません。我が国が戦後貫いてきた「海外で武力を使わない」という大原則が大きく転換されようとしています。

安倍総理は岡田民主党代表との質疑で、「武力行使の目的を持って、武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する海外派兵は、一般

に自衛のための必要最小限度を超えるもので、憲法上許されない」と言っていますが、その後の答弁では、「新3要件に該当すれば、他国の領域における武力行使が可能になる余地はある」と答弁しており、だんだん解釈が変わりつつあります。この法案には、他国の領土、領海、領空では武力行使をしないとどこにも明記されていません。

安倍内閣の安全保障法制は、我が国が憲法の平和主義と専守防衛の原則のもとで積み上げてきた従来の安全保障の考え方を大きく転換し、集団的自衛権の行使を認め、自衛隊を地球の裏側まで派遣しようとするものです。

また、この法案の問題点は、一昨年、強行採決によって成立させられた特定秘密保護法のとくと同様に、国民に丁寧な説明はせず、逆に、国民が法案の恐ろしさを知ることによって不安が拡大する前に、できるだけ短期間で成立させようとしているとしか思えません。

しかし、国会での審議が連日報道され、また、安倍総理は国民に法整備の必要性を真摯に説明することもなく、質問者への木で鼻をくくったような答弁を見ているうちに、国民に大きな不安が日に日に広がっています。特に、この法案成立によって、「自衛官に危険が増すことはない」などという答弁を信用する国民はほとんどいません。

また、安全保障関連法案と一言で言っていますが、この法案は、10法案の一部を改正する平和安全法制整備法と、また国際平和共同対処事態に際して、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律である新規の国際平和支援法です。法案名は平和尽くしではありますが、改正法10法案に関しても、本来であればその一つ一つを丁寧に審議すべきであるのに、ま

るで十把一からげのように改正法案を一つにまとめて審議するという取り扱いをしています。まさに国民にこの一つ一つの変更内容を知られないように、法案をまとめ上げようとしているとしか思えません。

先月初めの衆議院憲法審査会での自民党推薦を初め3名の憲法学者全員が「憲法違反である」と明言されたことが話題になりました。その後、6月22日の衆議院の安保法制特別委員会では、憲法を初めとする法令に関して、内閣や首相、閣僚等に意見を述べ、内閣が国会に提出する法案等を審査する内閣法制局長官の経験者等の参考人質疑が実施されました。第1次安倍内閣の内閣法制局長官であった宮崎礼壹氏は、「集団的自衛権は認められないというのが、我が国として確立されており、内閣がみずから法的安定性を壊そうとしている。憲法違反である」と指摘しました。

この安倍総理が国の将来を大きく左右する憲法違反の法案を拙速に成立させようとする事態に危機感を感じたのか、全国の各議会において同様の「安全保障関連法の慎重な審議を求める請願」に賛同するところがあられています。

県内においても、川南、高原、門川の3町議会において採択されています。特に門川町議会では、「憲法が時の内閣によって解釈変更されることは立憲主義として許されない」とする意見書も賛成多数で可決されました。また、えびの市議会は、「国民的合意の得られないまま、性急な成立をしないよう強く求める」との意見書案も賛成多数で可決しました。中央の動きに対して、平和が守られるのか大きな疑問と怒りが、大変保守勢力の強いところでも党派を超えてこのような結論に至ったものと思われま

先日、延岡市で開催されました延岡市自衛隊

父兄会の総会に出席いたしました。総会後の懇親会に、知人が御夫婦で参加していました。知人が私に、「息子が陸上自衛隊におり、まだ若いので心配だ。安保関連法案はどうなりますか」と問いかけてきました。私は、「自公政権が安定過半数を持っている以上、このままいけば、申しわけありませんが、安倍総理は強行採決でも何でもできます。後は国民世論で安倍総理にプレッシャーをかけて思いとどまらせるしかありません。私どもも世論を喚起するために活動を続けてまいります」と申し上げました。

このように、子供や御親戚や御家族が自衛隊に入っている家庭では、この法案の成立には大きな不安や心配を持っています。特に本県は、自衛官が非常に多く、都道府県の人口比で見ると、全国で3番目に多いとお聞きしています。自衛官を続けさせるか、法案成立を契機にやめさせるか、苦しい選択に悩んでいる御家族や隊員が多くいるものと思います。

また、先日は、以前、高校の先生をしていた御年配の方とお話をいたしました。「私は、これまで何人も教え子を自衛隊に、ただの就職先の一つとして送り出しています。まさかこんなことになるとは思ってもみなかった」と、教え子の将来を大変心配していました。

ここで、自衛隊の入隊時の宣誓書を御紹介いたします。「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、(中略)事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」。これが宣誓書です。この法案には自衛官の命がかかっています。

もちろん私どもも、日本を取り巻く環境を考えると、安全保障の体制が今のままでいいとは

思っておりません。我が国周辺は、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させています。また、領土や海洋をめぐる問題など不透明不確実な要素があるなど、我が国周辺の安全環境は多様で複雑になってきています。

そのような状況を鑑み、安保関連法案の審議に先立ち、民主党は「安全保障法制に関する民主党の考え方」をまとめ、「日本国憲法の基本理念である平和主義を貫き、専守防衛に徹する」基本姿勢を確定しています。専守防衛に徹し、我が国の近くで起こることには現実的に対応し、遠くで起こることには抑制的に対応する。そして、国際平和活動等の人道支援は積極的に取り組むことを念頭とした考え方です。

よって、私どもは、安倍総理が進める憲法違反の集団的自衛権の行使を容認するわけにはまいりません。最近の世論調査でも慎重に審議する声が圧倒的に多くなってきています。請願の趣旨にあるとおり、この法案を性急に今国会で成立させることなく、十分に時間をかけて国民の理解を得ながら審議するのが国政の常道です。

よって、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対し、憲法違反の法案の見直し、仕切り直しも含め、しっかりと慎重審議することを求め、以上で反対討論を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員 [登壇] (拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に賛成の立場から、討論いたします。

そもそも本請願は、国会で審議中の安全保障関連法案につき、十分時間をかけ、国民の理解

を得ながら、審議を行うことを求めておられます。私ども宮崎県議会自民党といたしましても、今国会の会期延長が決まるまでは、本法案につきましても、丁寧な議論を重ねて、国民の理解を得ると同時に、海外に対しましても、一定の理解を得ることが必要との判断でありました。

しかしながら、こうした世論に応えるべく、政府与党におきましては、戦後最長となる国会の会期延長を決定し、今後は、より多くの説明が審議の過程においてなされるものと考えております。

請願におきましては、憲法学者3氏の証言を紹介しておられますが、本法案の合憲であるか違憲であるかの判断は、学者間でも意見が分かれています。重要な意見としては参考にしながらも、一部の憲法学者の判断をそのまま法案の是非に適用することは難しいと考えます。

また、請願にあります他国の戦争に巻き込まれる危機よりも、変わり行く安全保障環境の中で、必要な自衛の措置を怠り、我が国への武力行使を誘発するリスクについても、真摯に検討を重ねなければなりません。

国家の安全と国民生活に責任を持つ政府としては、我が国の自衛権について憲法判断を下した唯一の判決である砂川判決を参考としながら、あくまでも従来の政府見解の基本的な論理を維持しながら、激変を続ける現在の安全保障環境に当てはめた法制を整えることが求められます。

こうした理由と考えにより、本請願の求める本法案の今国会での成立に反対する意見書を提出することには賛同できないと考えます。以上でございます。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕(拍手) ただいま議題となっております議案第1号、第5号、第16号、第18号、報告第1号について反対の立場から、そして請願第1号については不採択となったことについて反対の立場から、討論をいたします。

第1号、第16号、第18号については、過去の議会において前屋敷議員が関連する議案について討論をいたしておりますので、私は簡素に述べてみたいと思います。

議案第1号「平成27年度一般会計補正予算」は、歳入歳出にそれぞれ561億2,400万円を追加し、予算の総額を6,978億5,200万円に補正しようとするものであり、当初予算に対し肉付け予算と称されるものであります。県民の暮らしは依然として深刻な事態になっており、子供の医療費助成の拡大、所得の1割をはるかに超える高過ぎて払うに払えない国保税に対する対策、少人数学級の拡充などなど、県民の切実な要求には応えられていないものとなっているものであります。

議案第16号「宮崎県総合計画の変更について」及び議案第18号「みやざき行財政改革プランの変更について」は一体のものでありますので、まとめて述べたいと思います。総合計画は大きく分けて、いわゆる長期ビジョンとアクションプランの2つから成り、行財政プランはこれを行財政から裏づけているものであると思います。長期ビジョンは2030年(平成42年)までという実に長期的なものであります。いづれにせよ、地方自治体の役割である住民の暮らしと命を守るものが主眼となるものと思います。特に短期行動計画であるアクションプランにおいては、県民が現に切望している諸要求が具体的に反映されることが重要であると考えま

す。こうした立場から見ると、本計画の変更は不十分であると言わなければならないと思います。

議案第5号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」と報告第1号についても関連をいたしておりますので、あわせて討論いたします。本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、県税条例の一部の改正を専決処分するとともに、来年1月1日に施行しようとするものであります。内容は、法人事業税の所得割の税率を引き下げ、外形標準課税の税率を引き上げるものであります。これは、大企業に対し2年間で2.6兆円の法人税の減税を行う一環であり、本条例は資本金1億円以上を対象とするものであります。1億円以下の中小企業に拡大するための布石であることは間違いありません。70%の中小企業は赤字であり、これが行われるなら大部分の中小企業は赤字の上に増税となり、ひいては国民生活と地方経済に重大な影響を与えることは必至であります。

次に、請願第1号について、本請願の委員会での不採択に反対する立場から討論をいたします。

本請願の議論の中心は、安全保障関連法案が憲法に違反しているか否かであり、その結果がまことに重大な結果をもたらすからこそ、本議会はもとより国会においても議論され、また、国会の外においても国民的な大きな運動の発展となっているものであります。

本請願に反対されている皆さんから、安全保障関連法案が合憲であるという具体的な立証がないのは残念であります。国会の会期を延長したのは、慎重な審議を保証したものではありません。国民世論を全く無視して数に物を言わせてごり押しするためのものであります。

国会論戦を通じて、後方支援という兵たんは戦闘と一体不可分であり、戦争行動の中心構成要素であることを、日本が支援しようというアメリカ軍が「海兵隊教本」で明らかにしております。また、兵たんは、相手から武力攻撃の標的となること、その際、自衛隊は武器を使用することを首相は認めております。これが憲法9条に違反することは明々白々たるものであります。これを繕うために、護身用の武器使用は武力の行使に当たらないと主張しますが、そのようなことは世界と軍事の世界に通用するものではありません。

国会における3名の憲法学者を初め、多くの方々や団体、マスコミなどから憲法違反との指摘を受けると、合憲か違憲かは学者が決めるものではなく裁判所が憲法の番人だといって1959年の砂川判決を持ち出してきました。そもそもこの判決は、集団的自衛権の憲法判断が問われたものではありません。憲法9条とアメリカ軍との関係が問われたもので、集団的自衛権の入り込む余地などないのであります。歴史的経緯からも明確なように、集団的自衛権の行使は憲法上許されないという政府の方針は、砂川判決以後に確立し、維持されてきたものであり、まさに自己矛盾であります。

政府の言う合憲論は次々と破綻してきており、最後に残ったのが安全保障環境の変化論であります。これは、集団的自衛権行使は違憲とした1972年の政府見解の読みかえであります。政府は今回、1972年の見解の基本的な論理はそのままだと、安全保障環境が根本的に変化したとして、結論だけを180度転換いたしております。

それでは、政府はいつから何をもって根本的变化と判断し、この法案を提出したのかと問わ

れても、防衛大臣は、冷戦の終えん、グローバルなパワーバランスの変化などの世界情勢を答弁するだけであり、明確な答弁をすることはできないのであります。安倍首相が集团的自衛権行使の想定例として言及するのが、ホルムズ海峡の機雷封鎖であります。封鎖にたびたび言及してきたイラン自身が米国との対話を進める前向きな情勢の変化が起きており、この点からも法案の必要性について何ら説得力のある答弁をすることはできません。

そして、そもそも自分の国が攻撃されていないのに、他国が攻撃されて、これによって国の存立が脅かされた国の実例が世界にあるのかと問われても、外務大臣は「今、確認するものはない」と答弁をいたしております。

このように、法案提出のよって立つ根拠も破綻し続けております。この法案の帰趨は予断を持って言えるものではありませんが、決して国会の力関係だけで決まるものではありません。国民の世論と運動が決するものであると確信をいたしております。憲法違反の戦争法は許さない一点で共同を広げ、その運動に全力を尽くすことを決意して、討論を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○星原 透議長 次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎、岩切達哉でございます。

私は、請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対し、本議会が当該請願をどうか採択されるよう求める立場から討論を行います。

まず、私たちが暮らす日本、この日本は、さきの大戦、1945年以降一切の戦争を行わずにまいりました。内戦もなく他国への武力行使もない、このような国は、一説には日本とブータン

王国、スイス、さらにはスウェーデン、ノルウェー、デンマークなどの北欧の国々など、わずかなものだというふうに伺っております。日本の姿勢は極めて貴重な存在であり、大事にしていかなければならない平和の国日本であります。

なぜ、そのような国として存在してこられたのか。日本国憲法の平和主義、二度と戦争はしないという決意が日本をそうさせてきたと思います。憲法には、「日本国民は、(中略)われらとわれらの子孫のために、(中略)政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、(中略)平和を維持し、(中略)国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」、このような前文がございます。まさに、戦争を行わず、他国の戦争に加担をせず、そういう日本は名誉ある地位に立とうと努力をしてきたというふうに思います。「われらとわれらの子孫のために」「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」、この前文を繰り返し読みながら、今、議論されている集团的自衛権の行使を軸とする安全保障関連法案がどのように適合するか、させようとしているのか、私には理解ができないところでございます。

我らと我らの子孫のために、政府の行為によって、密接な関係国、特にアメリカとともに他国の戦争に備え、戦争状態になれば、戦争継続に必要な物資を補給し、必要なら先制攻撃をも支援し、さらに必要であれば、都道府県、市町村、自治体の職員を動員し、港湾や飛行場、道路を自衛隊やアメリカ軍が優先利用し、日本赤十字やNHK、民放、通信、電力、ガス、商船、空港、鉄道、バスなど、特定公共施設利用法により、国内において国民に協力を強制し得

る、そのような国となりますという法律改正で
ございます。

私たちの国は、名誉ある地位を占めたいと
思ったのであります。そのために、敵をつくら
ないという安全保障政策、この国の憲法が求め
る政策を行ってまいりました。その姿勢を今、
変えようということで、国会では内閣が提案を
しております。

先ほど特定公共施設利用法という話をしまし
た。安全保障関連法案11本の法律の中の1本で
あります。本当にそれでいいのか、本当にそれ
が我が国のあり方として必要であり、正しいの
か、疑問にお答えいただけるでしょうか。もっ
と丁寧に慎重に審議を求めるということは当然
であります。

中東でイスラム国という集団が引き起こして
いる戦争は、その地域で生活する人々に塗炭の
苦しみを与えています。私たちは情報化世界の中
で、茶の間において戦争の一部を見ることが
できます。ただし、テレビで見る映像はショッ
クを和らげる配慮がなされていると伺います。
報道写真による資料では、全てがあからさまに
伝えられているものもあり、私はその写真を直
視できませんでした。その写真には、ぐったり
とした子供を抱える男性、その男性自身も額か
ら血を流しているし、その次には、子供の葬儀
に大きく泣き崩れる女性。常に戦争の犠牲は子
供であり、女性であり、高齢者であり、さまざ
まな弱い立場にある庶民であります。戦争の結
果はむごいものであります。

常に、戦争を起こすものは、権力を持ち、軍
隊を持ち、動かせる立場にある人たちです。軍
隊に参加する若者たちは、アメリカ軍でも多く
は貧困層の若者であり、あちらこちらの国々で
も、貧困から抜け出したいという若者たちが動

員されています。日本においても、文科省の有
識者会議で経済同友会の方が、奨学金の返済に
苦しむ人たちに対し防衛省で就業体験をさせた
らどうかという発言をしたと伺っております。
若年貧困層を兵士の道に追い立てる構造は、日
本にもあるような流れになりつつあるのでは
うか。この一連の動きから、私は、政府の言う
平和は、私たち庶民にとっての平和とは違うも
のだと、敏感に感じ取っているところでありま
す。

日本が戦争を行う権力者の一方に加担するこ
とを決めた以上、もう一方の権力者から見れば
敵となります。敵となれば攻撃を受けることが
あるでしょう。今、国と国とが直接ぶつかり合
い、戦争に発展することは少なくなっておりま
す。宗教や民族、歴史的な背景を含みながら、
複雑な戦争が行われています。そのような複雑
な戦争のどちらか一方に加担した結果、対抗す
るどこかの集団が日本を敵と定めていく、そう
いうおそれがございます。遠い将来、私たち
は、私たちの町で暮らす子供や女性、高齢者
が、この法律の結果として命を奪われること
にならないでしょうか。

私は、日本国が、どこの国であろうと戦争に
加担していくことがないように求めたいと思
います。争いをおさめ、復興支援や基盤の整備、
教育などに力を注ぐ日本国として存在してほ
しいと思います。現在も北欧の国々は、積極的
にさまざまな紛争の仲裁に活動し、信頼を得て
います。日本は名誉ある国になる道を歩いてい
くべきであります。私たちは未来において、こ
の法案の慎重審議を求める請願を否決したこ
とを後悔しなくて済むようにありたいと思
います。政府は、抑止力を高めるためと言
います。巻き込まれることはないとも言
います。密接な関係

国の行動に参加しながら、みずからは敵と認識されることはないだろうという、その認識がなかなか私にはわかりません。原発が54基もある日本であります。そのことを含め、どうあっても戦争の惨禍を繰り返してはならないのであります。戦争行為に加担しつつ、みずからは安全が保たれるという根拠は、国会では説明がなされておられません。

いま一度、お訴えをいたします。今、この国の進むべき道が大きく変わろうとしております。名誉ある地位を占めたいと思います。他国の戦争に介入せず生きてきた日本が、これからは密接な関係国とともに介入しますという法律、多くの学者の皆さんや国民の皆さんが憲法とは相入れない、そのように意見表明している法律、この法律の審議が、審議時間の問題ではなく、数に任せて強行成立されることのないよう、慎重な上に慎重を重ねることを求めることについて、ちゅうちょしてはならないと思います。多くの議員の皆様が、その良心によって、その体をその議席に縛りつけ、採択しないという判断に賛意を示さないよう心からお願いを申し上げ、私の発言を終わります。(拍手)〔降壇〕

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○星原 透議長 傍聴人は拍手は禁止されております。よろしく申し上げます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場から、討論をいたします。

本年4月の県議会議員選挙において、私はリーフレットに、「子供の笑顔、女性の元気、高齢者の安心を守ります。日本国憲法の前文に、

国の主権は国民で、国民を飢えさせることなく、安心・安全な食べ物を確保し、周りの国々と仲よくし、決して戦争をすることはありまんと書いてあります。政治の役割は、この前文のとおりだと確信をしています。地域のことは地域に住む人々で決めていく。シンプルに地域の声に耳を傾け、寄り添っていきたくと決意をしています。私のふるさと宮崎は文句なしで一番です」と明記し、熱く政治姿勢を県民の皆様様に訴え、当選をさせていただきました。リーフレットに書かせていただきましたとおり、立憲主義に基づき、しっかりと市民、県民に寄り添う議員でありたいと決意をしています。

今、私は、先週から毎朝、仲間の民主党議員とともに、国会で審議中の安全保障関連法案の問題点について説明し、未来の子供や孫に禍根を残さないため、しっかりと声を上げていただくことを訴え、安全保障関連法案の廃案を目指して街頭活動を続けています。

今回の請願に対する総務政策常任委員会での採決を傍聴いたしました。請願の趣旨は、「法案が通れば、他国の戦争に日本が巻き込まれる危惧が否定できず、多くの自衛隊員を輩出する本県では——ちなみに全国3位と言われております——子息、親族の安否を気遣う家族も多かろうと推察される。法案が今年の夏にも成立されようとしているが、法案の慎重審議を求める声が80%を超えているとの報道もある。国の命運を決めかねない重要法案なので、十分時間をかけて国民の理解を得ながら審議するのが国政の常道だと思われる。ぜひ県議会より、安保関連法案を性急に成立させることなく慎重に審議されるよう、両院議長宛てに意見書を書いてほしい」というものです。

この願意は、立憲主義に合致し、法案の問題

点を明確に、そのことによる不安や疑問も至極もつともで、だからこそ国民が納得いく情報公開、説明と慎重な審議を求められています。多くの県民から支持を得られるものだと言えます。したがって、総務政策常任委員会でこの請願が不採択になったことは、全く理解のできないことです。

昨年7月、安倍政権は集団的自衛権の行使容認の閣議決定をしました。あの閣議決定の本質は、憲法9条に基づく安全保障政策から、憲法9条の許容しない同盟政策へ大きくかじを切ったと言うべきものでした。つまり、共通の敵を想定した軍事同盟を結んで、その抑止力に期待するのが同盟政策であり、それは戦争につながるものが当然予想できます。それに対し、これまで我が国が守り通してきたのは、敵をつくらぬという本来の安全保障政策であり、日本国憲法が前文や9条で想定しているものです。

私はこの点につきまして、平成26年6月定例県議会における反対討論で登壇し、強く指摘をさせていただきました。現在の国会論議を聞きながら、まさに1年で集団的自衛権の閣議決定が憲法9条の根幹にかかわる大転換であったことを実感しています。2国間の安全保障条約が容易に同盟条約に変質し得ることは、早くから指摘されており、事実、日米安全保障条約も、同盟条約の実質を備えるように変質しました。しかしながら、戦後70年、憲法9条によって、我が国が集団的自衛権の行使は認めないという判断があったことで、かろうじて世界平和の一助を担ってこられたことは、周知の事実です。

残念ながら、集団的自衛権の閣議決定によって、名実ともに日米安全保障条約は日米同盟条約と化しました。安倍首相が国会に上程するより前に、国民も国会も無視して、わざわざアメ

リカで安保関連法案の成立をことしの夏までにと宣言したことで明らかなです。今、強力に本格的な軍事同盟政策へと突き進んでいます。既成事実を積み上げて現状を変え、同時並行または後づけで明文改憲をしていく手法が見え見えです。まさに、国民を無視し、立憲主義をないがしろにして、危険きわまりない状況に進んでいます。内的なブレーキのきかない権力は、立憲的とは言わないのです。憲法は、主権者である国民が、政府、国会の権限を制限するための法であるという性格を持ち、その解釈が政治的恣意によって安易に変更されることは、国民主権の基本原則の観点から許されないことです。

安倍首相の暴走は目に余ります。2006年から1年間の第1次安倍政権で、安倍首相は日本を取り巻く安全保障環境の悪化を強調しています。しかしながら、第1次安倍政権後の福田首相、麻生首相、政権交代した民主党政権時も、安全保障法制についての整備の議論はありませんでした。安倍首相のときだけ安全保障環境の悪化が表面化してくるというのは、何とも不可解なことです。逆に言えば、安倍首相自身が、靖国参拝、歴史認識問題等々で中国や韓国との関係を悪化させており、危ない状況をつくり出しているのかもしれませんが。

安全保障関連法案は2本立てで、新規の国際平和支援法案と、自衛隊法、武力攻撃事態法等10本の法律をまとめて改正する平和安全法制整備法案です。昨年7月に閣議決定された集団的自衛権の行使は、自衛隊法などの改正案に書かれています。武力行使の新3要件の「密接な関係にある他国への攻撃により、日本の存立が脅かされ、国民の生死にかかわる明白な危険」に合致し、時の政権が判断すれば、自衛隊は他国防衛のために海外で武力行使ができるように

なります。また、戦闘する他国軍への補給、輸送などの後方支援は、国際平和支援法案と周辺事態法を改正する重要影響事態法案の2つでやれます。2本立てとすることで適用事例が広がり、安倍首相が目指す切れ目のない対応が可能となるのが、国会審議で明らかになりました。

他国軍を支援する自衛隊は、他国軍と戦う相手から見れば敵です。後方支援の危険性は言わずもがなですが、攻撃された場合、活動を休止し、中断することになっていますが、身を守るために応戦を余儀なくされることは絶対にはないと言えるでしょうか。集団的自衛権行使や他国軍支援によって自衛隊のリスクが確実に高まることは言うまでもありません。また、私たち一般市民も無関係ではられません。武力攻撃事態法、特定公共施設利用法は集団的自衛権行使の際に適用されるからです。事実上、国家総動員体制がしかれることになるのではないかと懸念をします。疑問は広がるばかりです。

る述べてきましたが、請願提出の県民の方々の心配、不安は、至極当然のことです。戦後70年続いた平和国家という日本の国の形を根底から覆す安全保障法制です。国会における拙速な議論は避けるべきです。私は、今回のように国会の慎重審議を求める請願すら通せず、真に国民の立場に立つ県議会と言えるのか不安でなりません。宮崎県議会の誇りのためにも、議員各位の賢明なる判断を期待して、討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 私は、請願第1号をぜひ採択してほしいという思いを持って、討論をいたします。

私は、議場でやじを飛ばしたことはありません。

それぞれの議員の発言は、その人のたどってきた生き立ちや、その人にしかない体験と人生観に深く根差していると思うからであります。おろそかに聞くわけにはいきません。

終戦の日、みずから命を絶った軍人がいます。阿南惟幾陸軍大臣であります。8月15日の前夜、終戦を決めた御前会議の後、自宅に戻り、15日の早朝、自宅の廊下で割腹の後、頸動脈を切り、自害しています。実は、阿南は自害の前、鈴木貫太郎首相に会い、これまでの非礼をわび、葉巻を贈り、首相の前を辞しています。別れた後、鈴木首相は「阿南君は最後の別れを告げに来たんだよ」と、その心を察しています。阿南陸将についての歴史的な評価はいろいろあるでしょうが、みずから畳の上での切腹を許さず、廊下での罪人としての死を選んだことは、軍人として、それなりの覚悟と強い心があったのだと思います。

私が一般質問のときに述べた中曽根総理と後藤田正晴官房長官のやりとり、「あなた、これは戦争になりますよ。国民にその覚悟ができていますか。できていないじゃありませんか」と言って、中曽根総理をいさめ、自衛隊によるペルシャ湾での機雷除去を断念させた、この後藤田官房長官の一瞬一瞬の政治判断は、政治家としての覚悟を思い知らされるものがあります。

ドラマ「ゲゲゲの女房」で脚光を浴びた漫画家の水木しげるさんのインタビュー番組がありました。南方のジャングルで自分の所属する部隊がほぼ全滅し、ジャングルの中をさまよい、命からがら別の部隊を発見し、逃げ込んだところ、そこの隊長から、なぜ戦って死ななかつたんだとあって、嫌というほどびんたを張られ、殴られたといます。番組が終わりに近づいたころ、アナウンサーが「水木さん、戦争をどう

思いますか」と聞くと、水木さんは「うーん、不自然なんですよ」と、それだけ言葉少なに答えられました。

人間は命を必死で守ろうとすること、命を守るために必死で逃げることに、それが自然なことなのだということを素直に述べられたのだと思います。戦争は不自然さを人間に強要する。そのことを芸術家として直感的に述べられたのだと思います。「太田さん、あなたはどちらのタイプの人間ですか」と問われたら、私は畏敬の念を持つとしても、阿南陸将にはなり得ない。私は、恐らく水木しげるさんのほうであろうと思う。

私は今、65歳になんなんとして過去を振り返ってみると、何と臆病で、しかし何と善良な多くの人たちに出会ってきたことだろう。臆病で善良な多くの国民。だから、作家で僧侶でもある瀬戸内寂聴さんは、自分の人生観をかけて、また慈悲深い仏の心をもって、国民に訴えておられる。国会前の市民集会で、「安倍晋三首相のやろうとしていることがとても嫌で、心配になった。1年間どこにも行けなかったけれども、とても寝てなんかいられないと思った。夫や恋人、息子、孫、愛する人が戦争に行き殺されることに耐えられますか。戦時中、国民は、これはよい戦争だと頭にたたき込まれ、私もそう信じていたが、全部うそだった。今の日本は、私が若いころの戦争の時代と同じ状態にある。軍靴の音が背中のように聞こえるような時代、それが今です」。そして、2回目の京都での法話では、「戦争を知らない政府の人が平気で戦争をしようとしている。恐ろしいことです」と。

安全保障関連法案を慎重に審議してほしいという請願。学者はもちろんのこと、世論調査で

も国民の8割が説明不足と感じ、法案が憲法に違反していると「思う人」が56.7%、「思わない人」の29.2%を大きく上回っている。だから、慎重に審議をしてほしいと訴える請願がなぜ不採択になろうとするのか。95日も国会を延長したから慎重だと言えるだろうか。95日の延長の中に、強行採決や60日ルールが既に予定され、埋め込まれているとするなら、それをもって慎重と言えるだろうか。日本の国は、戦争をする、しないの道ではなく、第三の道があると思います。安全保障の環境が変わったというのなら、それは変えていく使命が我らにはあるのではないかと。なぜかならば、我々は、我々日本という国は、諸国民の公正と信義に信頼して名誉ある地位を占めようとした国なのだから。

「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」に全議員の皆様の賛同をいただきますよう心から訴え、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の渡辺創です。

請願第1号「安全保障関連法案の慎重審議を求める請願」の不採択に反対する立場で討論いたします。

政治の重要な役割は、幅広い合意形成です。その合意形成を図るには、1、異なる考えにもきちんと耳を傾けること、2、誰もが納得する十分な時間を確保すること、この2つが肝要であることは、この議場にいらっしゃる各議員が、地方政治における経験の中でも十分に実感されていることだと考えます。

それでは、この2つの視点で、国民の注目を集める安全保障関連法案を取り巻く状況を見つめよう。

まず、「異なる考え方に耳を傾けているか」です。衆議院の憲法審会の公聴会では、著名な3人の憲法学者が集団的自衛権の行使容認は憲法違反との意見を述べました。その様子は、テレビ等でも既に見なれた光景になりました。言うまでもありませんが、そこには、自民党推薦の大学教授や、改憲派として知られている慶應大学の小林節名誉教授も含まれていました。またさらに、解釈改憲は憲法違反と主張する有識者の声は、国会外でも大きく広がりを見せています。大半の憲法学者が、解釈変更による集団的自衛権の行使容認は違憲と考えている実態は、既に多くの国民の知るところになっています。しかし、政府・与党は、学者の言うことはしょせん学者の言うことというような態度を続けています。国会が招いて意見を述べていただいているにもかかわらず、であります。

また、不思議でならないのは、安倍総理を初めとする各閣僚の答弁です。国民の理解を得たいとしながら、実質は、質問者の意図を酌み取らず、形式的な答弁を繰り返す場面が目につきます。これでは議論が深まるはずがありません。まして、法案審議をお願いする内閣の立場にありながら、質問に立った議員に総理みずからがやじを飛ばす姿は、さまざまな主張に耳を傾け、丁寧に理解を得るといふ為政者のあるべき姿からは大きく外れていると言わざるを得ません。

続いて、2つ目の視点、「誰もが納得する十分な時間を確保しているか」について考えます。政府・与党は先日、通常国会の会期を9月27日まで95日間延長することを決めました。先日の県議会総務政策常任委員会では、この会期延長をもって安全保障関連法案の慎重審議が行われると理由づけをして、今回の請願を不採

択にすべきとの主張があったというふうに理解しています。しかし、その主張は、余りにも国会運営の現実を直視していないと言わざるを得ません。むしろ、今回の延長は、参議院への法案送付後60日を超えても採決が行われない場合には法案が否決されたとみなし、3分の2以上で衆議院での再議決を行うことができることを明確に視野に入れた、事実上の参議院無用論、さらにわかりやすく言ってしまうと、数を背景に議論を深める気はないという姿勢をこの段階から示してしまった、国会運営上の失敗だというふうに考えます。

国会の会期延長は2度行うことができます。私は、かつて新聞記者として国会で取材をしていましたが、今回の会期延長のような乱暴な手法は見たことがありません。審議状況を細かく判断することもなく、いきなり再議決可能な日程の確保を1回の会期延長で行ってしまうのは、丁寧な審議を行うためではなく、結論ありきであるということを疑われても仕方がないのではないのでしょうか。

もし、私の主張に異論があるようであれば、一部既に予測もされている今月17日の衆議院の通過等も含め、再議決可能な会期幅を残す形で強行な衆議院通過を図らないことを、どうか与党の地方組織に所属する皆さんから党本部に求めていただきたいと思います。先ほど公明党の発言の中でもありました、再議決を行える期間を残さずに、衆議院の通過を図らないことを考えていただきたいと思いますというふうに思います。みなし再議決という、本来、慎重審議の対極にある手法をみずから封じてこそ初めて、総務政策常任委員会であった「会期延長が慎重審議に資するものであり、今回の請願の願意が果たされた」という主張に信憑性が生まれるのだという

ふうに考えます。

ぜひ、振り返っていただきたいと思います。PKOも有事法制も、3国会にわたって丁寧な審議を積み重ねて成立を見ました。今回の安全保障関連法案は、11本の法案を2つにくくり国会に提出するという乱暴な手法をとっています。採決に入る80時間という審議時間の目安も、そもそも成り立ちません。

この2つの視点から合意形成のあり方を問うてきましたが、今の国会審議のあり方が国民の理解を得られるものではないことは明らかです。安倍総理は何が何でも今国会で成立する姿勢を崩しませんが、この議場にいらっしゃる開明な自公両党の皆様には冷静に考えていただきたい。このタイムスケジュールは、安倍総理がみずからアメリカの議会で勝手に約束したものにすぎません。政府は、国会は、誰を見ているのか。主権者たる国民の合意形成を考えるべきではありませんか。慎重審議が尽くされる保証はどこにもありません。ぜひ、民の声を大切に、県民の思いに重きを置く宮崎県議会だからこそ、しっかりと慎重審議を求める声を上げようではありませんか。

今回の安全保障関連法案は、審議を続ければ続けるほど、法案への不安の声が広がっています。各種世論調査を見ても明らかです。私は、その根底には、立憲主義を無視した政権への不安が広がっているからだと考えます。国の基本原則を時の政権の都合で変更しようとする。立憲主義の国家、近代民主主義の国家では、あってはならないことです。

より率直に申せば、みずからの思いを実現するために何でもやってもいいという姿勢に、国民は不安を募らせているのです。先週明らかになった、安倍総理を応援する自民党の議員の皆

さんの勉強会では、自由な言論を弾圧し、みずからの意に沿わないものは排除しようという動きが出てきています。党内の勉強会の話だと看過できるものではありません。安倍総理を支える皆さんの本音が、本心が明らかになって、政権の本質がより明確になってしまったと思っています。もはや国民の思いは、不安を通り越し、恐怖へと移行しつつあります。

私は大学時代、田中角栄を切り口に現代日本政治史を学び、社会人になってからは新聞記者として国政の現場取材してきました。そして、今は私なりの理念と信条を持ち、民主党に所属する県会議員です。しかし、自民党には長く国民の支持を得てきた国民政党として敬意を持ち、国民政党としての良識があると信じています。しかし、今、私のその信頼は大きく揺るぎつつあります。自民党にはたくさんの立派な政治家がいました。懐広く、多くの民の声を受けとめ、少しでも多く、幅広い国民の幸せを考えながら、寛容さという社会において最も大切な概念をみずからの信条としてきた良識の保守の皆さんです。国会議員だけではない、そんな立派な政治家が県議会にも、市町村議会にもたくさんいたからこそ、自民党は国民政党であったのではないのでしょうか。

先日、日本記者クラブで、山崎拓さん、亀井静香さん、私が政治に関心を持つきっかけとなった武村正義さん、そして尊敬する藤井裕久先生、出席はかないませんでした。古賀誠さん、共同の記者会見を行いました。いずれも、かつて自民党に籍を置いた、もしくは幹部であった保守の政治家の皆さんです。藤井先生を筆頭に、82歳、81歳、78歳、78歳、戦争を経験してきた世代の大政治家が、今の安倍政権のやり方は間違っていると声を上げています。

多くは申しません。安倍政権は、やはりやり方を間違っています。私の個人的な考えとは異なりますが、どうしても集団的自衛権の行使を可能としたいのであれば、国民としっかり向き合い、憲法改正の発議に向けて取り組むべきだったのです。しかし、そこから逃げた。だから、この安全保障関連法案は正当性を失っています。守るべきルールは絶対に守るべきなのです。立憲主義の立場からそう主張します。

最後に、私は、この宮崎県議会で席を同じくする皆さんの良識を信じたいと思います。自民党宮崎県議団の皆さん、この法案の本質的課題、犯してはならない基本原則から外れた対応であること、そして何よりも多くの県民の皆さんが懸念や不安を抱いていること、全て皆さんがよくわかっていらっしゃるはずです。私は、県民から選ばれた皆さんの良識を信じています。民の声を拾い、背負い、民の幸せを大切にする地域の選良として、今この場で議席を得ている先輩、同輩の諸氏は、必ず慎重な審議を求めているこの請願の願意をお酌み取りいただけるといふふうに思っています。

私たちは地方議員です。日本の近代史を振り返ったときに、最も気骨のある衆議院議員だったとして尊敬している斎藤隆夫にはなれないかもしれませんが、私たちにはできることがあります。どうかその気概をきょうこの場でお示しいただきますよう、お願いを申し上げます、（拍手）

〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第5号、第16号、第18号
及び報告第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第5号、第16号、第18号及び報告第1号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決または承認されました。

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号から
第15号まで及び第17号採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号から第15号まで及び第17号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第1号採決

○星原 透議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成27年7月1日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 宮原 義久
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

環太平洋戦略的経済連携（TPP）協定交渉に関する意見書

議員発議案第2号

畜産の生産基盤強化及び経営安定化に向け

た対策に関する意見書

議員発議案第3号

地方財政の充実・強化を求める意見書

議員発議案第4号

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

議員発議案第5号

認知症への取組の充実強化に関する意見書

平成27年7月1日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 総務政策常任委員長 清山 知憲
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンドの延長に関する意見書

議員発議案第7号

「地方創生」実現のための新型交付金に関する意見書

◎ 議員発議案第1号から第7号まで
追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第7号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第7号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議員発議案第1号「環太平洋戦略的経済連携（TPP）協定交渉に関する意見書」について、反対の立場から討論をいたします。

TPP協定交渉をめぐるのは、米国議会でTPA法案(大統領貿易促進権限法)が可決され、TPPの大筋合意に向け、大きく前進と報じられています。

TPP交渉は、アメリカを初めとする多国籍企業が国境を越えて自由に活動できるようにするために、関税の全面撤廃を初め、各国民生活や権利にかかわる多くのルールを非関税障壁として撤廃・緩和するものです。輸出大企業などには多くの利益がもたらされても、地域経済や国民の暮らし、安全、健康、環境などにはさまざまな悪害をもたらさずにはおきません。

そのために、我が国はもとより、多くの参加国でもTPPに反対する運動が広がり、アメリカでもTPPやTPAに反対する決議採択や住民投票を行った地方自治体がふえていることが明らかにされています。しかも、交渉経過を秘密にする守秘義務が課せられており、関係国民

にも国会議員にも交渉経過は知らされていません。

しかし、アメリカでは、国会議員に限って条文を開示することを明らかにしています。マレーシアでも協定書を事前に公表することを明らかにしています。日本政府も条文案を国会議員に開示したいと表明しましたが、3日後に撤回をしてしまいました。安倍内閣の国会軽視、国民無視の秘密主義は異常であり、明確な国会決議違反です。

ことしの1月に発効した日豪EPA協定では、牛肉の関税をほぼ半減させるなど日本側が大幅に譲歩したもので、ことし4月の輸入量が前年比1.5倍にふえるなど、既に牛肉市場に影響を与え始めています。

こうした事態は、この日豪EPA協定の交渉開始時、2006年に、農林水産委員会などで決議された「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目は除外または再協議の対象とする。万が一、我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮が得られないときは、交渉の中断を含め、厳しい姿勢で臨む」という内容に反することは明らかです。それでも、政府と与党は決議の範囲内という態度を押し通し、批准、発効させたのです。

現在、日米間の関税協議で既に豚肉関税等の大幅引き下げや米の輸入枠拡大などで譲歩している状況に、同意見書案でも県民から強い不安の声が上がっていると述べてありますが、そのとおりです。今後の問題は、政府が、関税はゼロでないから決議に違反しない、食の安全は議論になっていない、ISDS（投資家対国家紛争の処理条項）は他のFTA（自由貿易連携協定）にも含まれており問題ないなどの理由で、国会決議を無視した妥協を正当化する危険性が

あることです。まさに、食品の安全、健康保護、労働法制の緩和が懸念され、国民生活全般に与える影響が大きく、情報開示の必要性は国連を通じても証明されています。国の形を変えと言われるほど国民生活に影響を与えるTPPです。農林漁業に壊滅的打撃を与え、国民の安定的な食料の確保と安全を土台から崩し、自国での農業と食料生産を潰して、専ら外国に頼る国にしてよいのか、まさに国の根本的なあり方が問われる大問題です。

本県の農業や経済への重大な影響は当初より懸念されていたことであり、いささかも変わるものではありません。だからこそ、宮崎県議会においても、この間、宮崎の農業や県民の暮らしを守れと、TPP交渉参加に反対する意見書や決議を上げ、オール宮崎で交渉参加阻止の取り組みを強めてきたのではなかったでしょうか。

同意見書案は、農林水産委員会における決議の遵守や関係団体の意見を交渉で反映させることなどを求めています。当然のことです。しかし、守るべきものも守れないのが交渉の実態であることは、もはや疑いの余地のない現実ではないのでしょうか。真に県民に責任を負う県議会であるならば、政府は国民に責任を果たせと、直ちに交渉から撤退することを求める意見書こそ上げるべきではないのでしょうか。

こうした立場から、同意見書案に賛同することはできないことを申し上げ、反対討論といたします。以上です。〔降壇〕

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号から第7号まで採決

○星原 透議長 次に、議員発議案第2号から第7号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年6月定例県議会

平成27年 7 月 1 日(水)

を閉会いたします。

午後 0 時19分閉会